

1-1 浄化槽とは、そもそもどのようなものですか。

1 浄化槽の定義

浄化槽とは、一口で言えば、「水洗便所からの汚水や、洗濯や風呂場等からの生活雑排水を、沈殿させたり、微生物の働きにより分解したりなどして浄化し、きれいな水にして放流するための施設」ということができます。

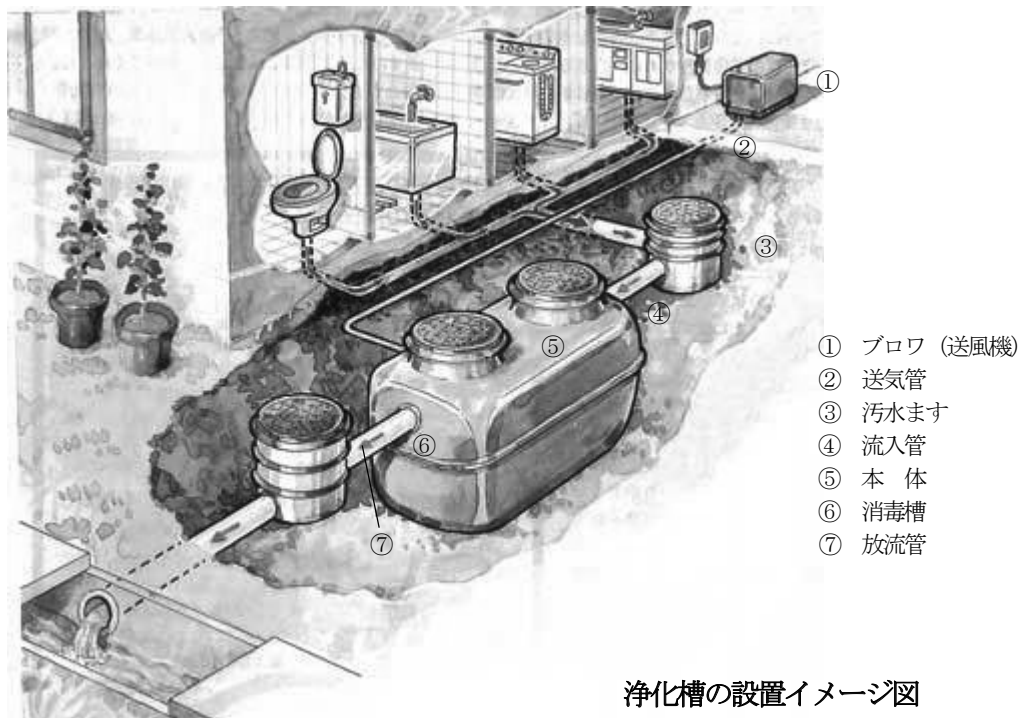
浄化槽法では、「便所と連結してし尿及びこれと併せて雑排水を処理し、下水道以外に放流するための施設・設備であって、下水道、し尿処理施設以外のもの」（法第2条第1項）と定義されています。

従来、し尿のみを処理する単独処理浄化槽もこの定義に含まれていましたが、平成13年4月施行の法改正により浄化槽の定義が変更され、合併処理浄化槽のみを指すものとされています。これにより、単独処理浄化槽の設置が事実上禁止されました。

2 浄化槽の範囲

上記1の定義から、便所と連結してし尿等を処理する施設・設備としては、下水道法に基づく下水道終末処理場、廃棄物処理法に基づくし尿処理施設、コミュニティ・プラント以外は、全て浄化槽ということになります。したがって、農林水産省の国庫補助事業により整備が進められている農業集落排水処理施設等も、法律上は浄化槽に該当します。

また、浄化槽は、その定義に「施設又は設備」とあるように、単に浄化槽本体のみを指すのではなく、流入管渠及び放流管渠、更には付属機器を含め、汚水処理に係る総体を指します。



浄化槽の設置イメージ図